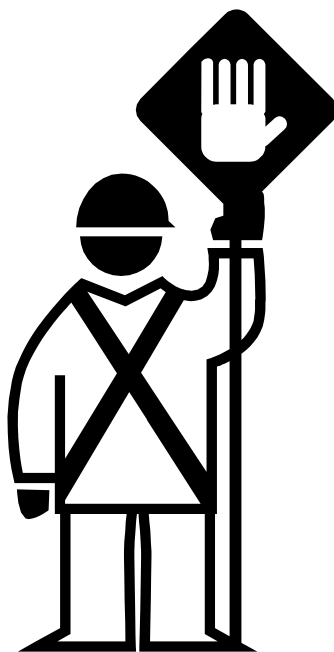


美しいまちなみのために

宗像市路上違反広告物 追放活動の手引

(宗像市路上違反広告物簡易除却事務の委任に関する要綱の手引き)



この制度は、屋外広告物法第7条第3項（はり紙の簡易除却）及び第4項（はり札、立看板の簡易除却）の規定に基づく市長の権限の一部をみなさんに委任し、みなさんと市が一体となって、違反広告物の追放を推進していくことにより、違反広告物のない美しいまちなみをつくることを目的としています。

宗像市 維持管理課

活動までの手順

団体の 立ち上げ

2人以上の団体を作り、必要な書類を都市計画課に持ってきてください。

講習会の 受講

市が開催する30分程度の講習会を受講していただきます。受講後、登録員証と腕章を受け取り、活動スタートです。

除却活動

除却活動は交通安全に気をつけて2名以上で行ってください。

活動後

除却した広告物は枚(件)数を数えて報告してください。はり紙は各自で処分をお願いします。はり札・立看板は団体ごとの一時保管場所に集積しておいてください。後日、市が回収にうかがいます。

団体の立上げ

- (1) 違反広告物の除却作業のお手伝いをしていただける**18歳以上の人は、2人以上の団体**で市に届出をしてください。
- (2) 団体登録の際には、以下の申請書等を市長(都市計画課)に提出してください。
宗像市路上違反広告物追放推進団体認定申請書
構成員名簿(団体の構成員の住所、氏名等を記した名簿)
その他、市長が必要と認めるもの(活動団体の定款等)
- (3) 除却した広告物は市が回収しますので、市が回収に行くまでの**一時保管場所を団体で確保してください**。市が回収にうかがう日時は、申請時に市と協議し定めます。
- (4) 活動前に、除却活動に関する講習会を受講していただきます。**講習会の開催希望日時を団体登録の際にお伝えください**。
- (5) 団体の認定期間は2年間です。団体の認定期間が構成員の委任期間になります。団体の認定期間中に構成員の追加が行なわれたときも同様です。
- (6) 申請内容に変更が生じた時は、すみやかに変更の申請を行い、変更認定を受けてください。

講習会の受講

- (1) 団体の認定前に、市が行なう30分程度の講習会を受講していただきます。
- (2) 講習会后、宗像市路上違反広告物追放登録員証(以下、登録員証)及び腕章を交付します。

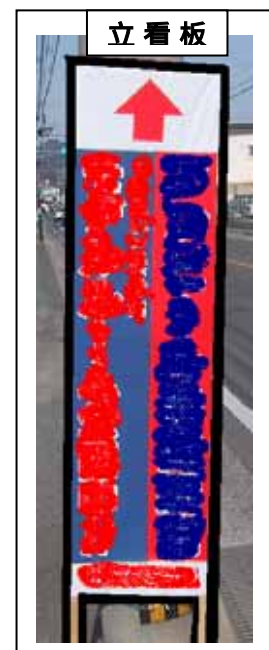
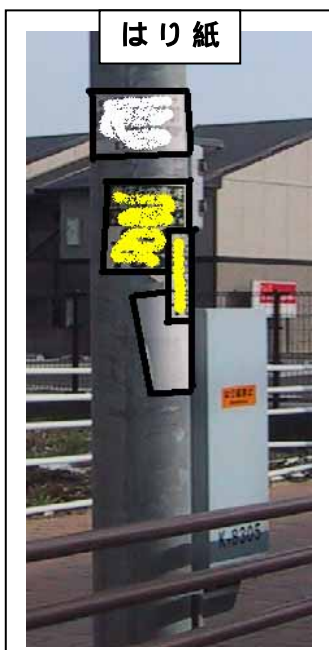
除却活動

- (1) 団体の構成員(路上違反広告物追放登録員)は、関係法令並びに市長の指示に従い、団体が提出した申請書に示した日時及び場所における除却作業を行ってください。除却活動は事故防止のため、日中の明るい時間帯に行ってください。緊急、やむを得ない事情により、活動計画書以外の日時や場所において除却を行なう場合には、事前に都市計画課にご連絡ください。
- (2) 作業にあたっては、必ず登録員証を携帯し、腕章を着用してください。また、作業は2名以上で行い、軍手を着用するなどとともに、作業時は交通安全に注意し、ケガや事故などのないようしてください。
- (3) 除却活動時における事故(本人の傷害や他人へ傷害を与えた場合等)にそなえて、ボランティア保険に加入します。作業中に事故等があった場合には、すみやかに都市計画課へ連絡してください。
- (4) 違反掲出者とのトラブルは避けるようにし、万一、トラブルが発生した場合には現場での処理は行わず、都市計画課へ連絡してください。また、身の危険を感じるような場合は110番してください。

除却できる広告物

道路上に掲出されている「はり紙」「はり札」「立看板」で次のものに限ります。

営利を目的として、道路上の禁止物件(街路樹、街路灯、道路標識、信号柱、ガードレール、電柱、橋、歩道橋、歩道柵等)に掲出されたもの
市長の許可を受けて電柱や街灯柱に掲出された非営利広告物で、その許可期限が過ぎて放置されているもの。



<参考>

「はり札」: 段ボール、ベニヤ板、プラスチック板などに紙を貼り付けたもので、容易に取り外すことができる状態のもの

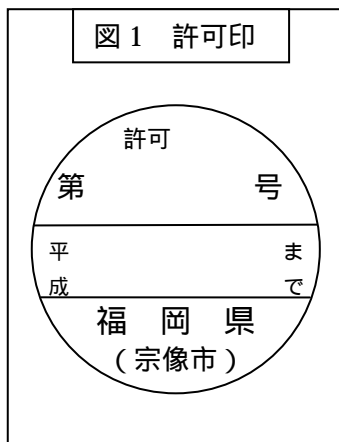
「立看板」: 木枠に紙張り若しくは布張りをし、容易に取り外すことができる状態のもの

除却できない広告物

営利を目的としない広告物（選挙期間中の政治活動ポスター等）については、電柱や街路樹などにも、所有者と市の許可を受ければ掲出できることとなっています。このような広告物には、下記（図1）のような許可印があり、除却できませんのでご注意ください。

その他、次のような広告物は除却できませんのでご注意ください。

- (1) のぼり旗、置き看板
- (2) 国や県、市が公共的目的をもって表示するもの（工事や交通規制の予告看板など）
- (3) 私有地内（フェンス、塀、建築物の壁などを含む）に表示されているもの
- (4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示されているもの。



また、以下のような広告物は違反でも除却しないで、都市計画課へ確認してください。

- (1) 政治団体、宗教団体、労働組合等の非営利団体が主催、共催、後援する行事、宣伝等に関するもの。
- (2) 入場無料と明示されている講演会、映画会、観劇会等に関するもの。
- (3) 自己の店舗等に掲出された自己の営業に関するもの。または、商店街の区域内に掲出された同一商店街用の広告物（歳末大安売り等）

活動後

- (1) 回収したはり紙は各自で処分をお願いします。それ以外のはり紙、立看板については二つ折りなどせず現状のまま、団体登録時に指定した回収場所で保管してください。
- (2) 除却作業後は活動日時、人員数、除却した広告物の種類、枚数を所定の様式に従い市へ報告してください。

〒811 - 3492 宗像市東郷1丁目1番1号 宗像市 維持管理課 管理係
TEL 0940-36-7471 FAX 0940-37-1242